

上島町一般廃棄物処理業許可に関する方針

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第7条に関する一般廃棄物処理業の収集運搬並びに処分業の許可に係る方針について次のように定める。

なお、収集運搬業・処分業ともに法令等の整備により必要が生じた場合には見直しを行うものとする。

1. 許可に関する基本的な考え方

上島町では「上島町一般廃棄物処理計画」に基づき、廃棄物の抑制を推進しており、一般廃棄物処理業の許可にあたっては、本計画に適合するものであることなど、法第7条第5項又は第10項に適合している場合に限り行うことができると規定されており、これらを踏まえ、本町でのごみの排出量・収集運搬体制等から許可を検討していく必要がある。

2. 許可方針

（1）廃棄物（ごみ）の収集運搬については、ごみの排出量等を勘案すると既存の収集運搬業の許可業者で適正に処理できるため、原則として新規許可は行わない。

（2）廃棄物（し尿・浄化槽汚泥）の収集運搬については、し尿・浄化槽汚泥の排出量等を勘案すると既存の収集運搬業の許可業者で適正に処理できるため、原則として新規許可は行わない。

（3）廃棄物処分業の許可については、現行の町内の処理施設において円滑かつ的確な処理が確保されていることから、原則として新規許可は行わない。

（4）原則新規の許可を行わないが、次のいずれにも該当する場合に限り、新規許可を行う。

①町内における事業活動等によって生じた廃棄物であって、町で処分することが困難であるものの処理を限定的に行う処分業務を実施される場合で、適正に処理されることが確実である場合

②処理により、再利用され、又は再生利用されることが確実であり、公益上必要と認められる廃棄物の処分業務を行う場合で、適正に処理されることが確実である場合

③一般廃棄物の円滑な収集運搬に支障をきたす場合等

附 則

この方針は、令和6年10月25日から適用する。